

県発注の物品調達に係る有資格事業者の指名停止について(通知)

下記のとおり、有資格事業者について指名停止しましたので通知します。

記

1. 指名停止とした有資格事業者及び期間

| 商号           | 所在地                  | 登録番号 | 期間                                                |
|--------------|----------------------|------|---------------------------------------------------|
| 富士通Japan株式会社 | 神奈川県川崎市幸区<br>大宮町1番地5 | 1059 | 令和 8 年 7 月 18 日から<br>令和 8 年 9 月 17 日まで<br>(2 か月間) |

2. 指名停止の理由

- ・上記有資格事業者の元従業員が、同社の管理する営業秘密を不正に複製し持ち出したことにより、令和 8 年 5 月 12 日に不正競争防止法違反(営業秘密領得)の容疑で埼玉県警に逮捕され、同年6月1日罰金 30 万円の略式命令を受けたことによる措置
- ・このことが、長崎県物品調達に係る入札参加者指名停止の措置要領第4条第1項(別表第2第9号)(不正又は不誠実な行為)及び第5条第5項(指名停止の期間の特例)の規定に該当するため